## 立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」について

## 川 崎 佐知子

全文を翻刻する。 77〉、資料番号〈11003134841〉)一軸について、簡潔に解説し、立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」(請求記号〈289.1/KO

はじめに、同本の書誌を記す。同本は、改装時に作られた桐箱に収められている。箱蓋表には、打付書で「近衛信尹公御消息」に収められている。箱蓋表には、打付書で「近衛信尹公御消息」に収められている。本文の料紙はすべて楮紙である。各書状に関する原まれている。本文の料紙はすべて楮紙である。各書状に関する原まれている。本文の料紙はすべて楮紙である。各書状に関する原まれている。本文の料紙はすべて楮紙である。各書状に関する原まれている。本文の料紙はすべて楮紙である。各書状に関する原本は、改装時に作られた桐箱はじめに、同本の書誌を記す。同本は、改装時に作られた桐箱はじめに、同本の書誌を記す。同本は、改装時に作られた桐箱はじめに、同本の書誌を記す。同本は、改装時に作られた桐箱はじめに、同本の書誌を記す。同本は、改装時に作られた桐箱はじめに、同本の書談を記する。

書類従完成会 一九七五年)の解題、および前田多美子氏『三藐隆氏・名和修氏・橋本政宣氏校訂『史料纂集 三藐院記』(続群十七代信尹(一五六五―一六一四)である。その生涯は、近衞通書状の差出所は、すべて「信尹」である。信尹とは、近衞家第

に関連するため、簡略に経歴をまとめる。 で関連するため、簡略に経歴をまとめる。書状の差出や書かれた時期信基・信輔・信尹と名が改められる。書状の差出や書かれた時期では、じつに波乱に富んだものであった。その各節目において、詳述されるとおり、近世封建制の形成・確立という過程の影響を院近衛信尹 残された手紙から』(思文閣出版 二〇〇六年)に

ども「御同腹ノ御兄弟也」とする。生母と兄弟の同腹異腹の別はども「御同腹ノ御兄弟也」とする。生母と兄弟の同腹異腹の別はども「御問とした女性(一五三七一一六三〇)とし、後陽成院女御の横院と号した女性(一五三七一一六三〇)とし、後陽成院女御の横院と号した女性(一五三七一一六三〇)とし、後陽成院女御の横院と号した女性(一五三七一十三〇)とし、後陽成院女御の横院と号した女性(一五三七一十六三〇)を同腹妹とする。推三后中和門院前子(一五七五一十六三〇)を同腹妹とする。推三后中和門院前子(一五七五一十六三〇)を同腹妹とする。推三后中和門院前子(一五七十一六三〇)とし、後陽成院女御の横院と号した南都興福寺一乗院門跡准三后大僧正尊勢(はじめ尊院とした南都興福寺一共一一六一二)。又は、関白太政大臣従一位近衞前久(一五三六一一六一二)。

一六一五)がいる。 五六五―一六二七)、三時知恩寺入江御所久山昌隆(一五七四-不明とせざるを得ない。ほかに、妹として、光照院鎭山尊貞(一

大半は在国を余儀なくされる。
五)六月二十八日に及ぶ父前久の京都退座にしたがい、幼年時の幼名は明丸。永禄十一年(一五六八)から天正三年(一五七

月三日内大臣に任ぜられ、同十年十二月二十一日正二位に叙されある。信尹も順調に昇叙を重ね、同八年二月九日従二位、同十一諱により、信基と名乗る。このころは前久と信長の間柄が親密で帰洛後の同五年閏七月十二日元服。加冠の内大臣織田信長の偏

る。

三年四月、 にあるまじき行為と見做され、 二十八日、左大臣を辞し、同年の文禄元年(一五九二)、秀吉に 面目な状況であった。秀次関白就任の翌年にあたる同二十年正月 豊臣家に占められ、一上としての諸公事の執行もままならず、不 が出家出奔し、十八歳の信尹が家督相続する。 る。以降、 ら、このころ信輔と改名し、同十三年三月十日に左大臣に就任す い朝鮮に渡るため、二度、 ところが、同年六月二日本能寺の変で信長は自死。 羽柴 薩摩国坊津へ配流される。 (豊臣) 秀吉が権力を掌握した時期は、 肥前国名護屋に赴く。これが、 秀吉の上奏により勅勘を蒙り、 月日は不明 直 関白職を 摂家 いなが 前久 同

を鹿児島へ転ぜられ、秀吉より二千石の知行を与えられる。慶長同四年七月の秀次失脚後、事態は徐々に好転する。翌月、配所

る。

十五日薨去。享年五十歳 三后。慶長十一年十一月十一日、 随身・牛車の宣旨を蒙り、 十八日左大臣還任。慶長十年七月二十三日関白・内覧・氏長者 (一五九六) 同二年六月一日、 四月、 信尹への改名を奏請する。 秀吉の上奏で勅勘が解かれ、 翌日左大臣を辞す。 関白辞退。 慶長十九年十一月二 同八月二十七日准 同六年正月二 九月十 Ŧi.

題は、つぎのようにいう。

立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」に収められる七通は、い立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」に収められる七通は、い立の経は、慶長二年六月一日上奏である。これは直ちにはずれも書かれた時期が明確ではない。したがって、差出の「信ずれも書かれた時期が明確ではない。したがって、差出の「信ずれも書かれた時期が明確ではない。したがって、差出の「信がれる十通は、い立の館大学図書館蔵「近衞信尹書状」に収められる七通は、い

補任』は慶長六年のところで初めて信尹と記している。『近衛家譜』『諸家伝』は改名を慶長四年のこととし、『公卿三〇号》。しかしこれはすぐには勅許にならなかったようで、+四函)。しかしこれはすぐには勅許にならなかったようで、東京教

に、「信尹」と名乗る例が見い出せるとし、つぎのように指摘す文庫に伝存する慶長四年・慶長五年の信尹自筆の和歌懐紙や詠草明文庫蔵「改名申状控」と『公卿補任』を押さえたうえで、陽明いっぽう、前掲前田多美子氏著書は、慶長二年六月一日付の陽

## (『中臣祐範記』慶長三年十一月十一日条)

う「信輔」は棄てて「信尹」であったのかも知れない。同然といえよう。あるいは、改名を奏請した時から、彼はも草にそう書き続けている以上、「信尹」の名は認知されたも禁中や内侍所の和歌会といった、いわば公式行事のための詠

いずれも、『公卿補任』の記述を重んじての発言である。こといずれも、『公卿補任』の記述を重んじての発言である。こといずれも、『公卿補任』の記述を重んじての発言である。こといずれた時期を推定するため、「信尹」の署名がいつから使われていた、との意であろう。いま、これらに対し、反論する材料を持ち合わせてはない。ただ、立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」が記された時期を推定するため、「信尹」の署名がいつから使われていると考えるのかという私の立場は、明確にしておかなければならない。差出所に「信尹」と記す書状は、前田氏著書が引っない。だび、立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」が記された。

次第、神慮如何候、 御奉幣者也、御忍ノ躰ニテモ餘以無御法度仕合、不及是非御奉幣者也、御忍ノ躰ニテモ餘以無御法度仕合、不及是非被仰出条奉幣其覚悟候処、一向異形ニテ御参、中<~不及参由也、則寅剋ヨリ奉待処ニ、卯ノ下剋ニ御参社也、内々間、御師中東時廣其用意処ニ、俄ニ御返易、暁天ニ可有御、昨日十日之宵ニ、近衞殿前左公門有御参社由被仰聞候、昨日十日之宵ニ、近衞殿前左公門有御参社由被仰聞候

にまで、「信尹」が公知されていた事実は看過できない。とは考慮しなければならないが、この時点で、京のみならず南都とは考慮しなければならないが、この時点で、京のみならず南都とは考慮しなければならないが、この時点で、京のみならず南都とは考慮しなければならないが、この時点で、京のみならず南都長三年十一月十一日の記事に、たしかに「前左大臣信尹公」と記長三年十一月十一日の記事に、たしかに「前左大臣信尹公」と記長三年、「信尹」が公知されていた事実は看過できない。

降のものであると考えてよいだろう。 よって、「信尹」と署名のある書状は、少なくとも慶長三年以

もつぎのようにある。を、殊更に非難するかのようである。じつは、この記事の直前にを、殊更に非難するかのようである。じつは、この記事の直前になお、『中臣祐範記』では、信尹が「異形」にて参社したこと

也 汰 薩摩国ノハテ山家ニ御蟄居、 時々物狂之御気色出来了、依之太閤秀吉公被背権威、二年餘 惣別、 テ当社ノ社例モ無之成下、 身之事者何トモアレ、 去々年御帰洛也、猶以万事御本式ニ無之由風聞アリ、 諸公家迄之瑕瑾、南都之嘲嘍、 御行儀以下、 御摂家之法式被相破、 朝庭マテ被破法度事、 神慮如何々々、 併流罪之式也、 被背御本意由有其聞者 於京都公私及執沙 御心中モ無正 藤門ノ御嫡家ニ 太閤被思召直、

『中臣祐範記』慶長三年十月二十二日条)

流罪とされたことがみえる。
春日社の三方神人が、後陽成院御不例祈祷の御祓の奏聞を執り流罪とされたことがみえる。「御心中モ無正儀(御心中も正儀ななすよう信尹へ頼み、先例を知らない信尹が許容してしまったこなすよう信尹へ頼み、先例を知らない信尹が許容してしまったことがみえる。

信尹の「異形」「物狂」が勘気の原因であったことは、橋本政官氏『近世公家社会の研究』(吉川弘文館 二〇〇二年)の第五宣氏『近世公家社会の研究』(吉川弘文館 二〇〇二年)の第五宣氏『近世公家社会の研究』(吉川弘文館 二〇〇二年)の第五

本政宣氏著書に、つぎのようにある。 筆跡からも、ある程度の書写年代の限定が可能である。前掲橋

促したものといえよう。をしてまた信輔自らにおいても、この薩摩左遷ということが文化人としての一つの大きな転機ともなったようであり、い文化人としての一つの大きな転機ともなったようであり、い文化人としての一つの大きな転機ともなったようであり、い

る。三藐院流の確立時期は、帰洛後とみてよい。「薩摩左遷」とは、文禄三年四月から慶長元年四月の下向であ

·虎阿」(③)·「小澤」(⑥) は、いまのところ不詳である。②の各書状の宛所の「珍阿弥」(後掲【翻刻】①②④⑤⑦)·「珍阿\_

昌琢(一五七四─一六三六)であろう。玄仍は、慶長十二年四月「仍」「琢」は、それぞれ連歌師の玄仍(一五七一─一六○七)・

二十一日に没するため、それ以前の書状である。

ら、慶長三年以降の慶長年間の書状を、後人が集め、一軸に仕立立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」は、おもに差出と筆跡か

てたものであろうと考えられる。

## [凡例]

たが、つぎのような方針で適宜手をくわえた箇所がある。翻刻する。翻刻に際しては、原本に忠実であることを第一に努め77)、資料番号〈11003134841〉)に収載の書状、全七通の全文を立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」(請求記号〈289.1/KO

一、書状一通ごとに、私に通し番号を振り、年次と宛て所を記

りとする。 
、本文の改行・字高・字配り等の書式は、原則、原本のとおす。また、( )内に原装の形状と寸法などを示す。

四、清濁は、原本のとおりとする。

漢字の旧字・異体字等は、

原則、

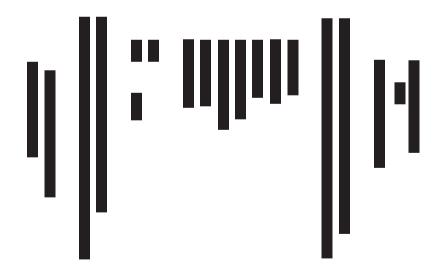
通行の字体を用いる。

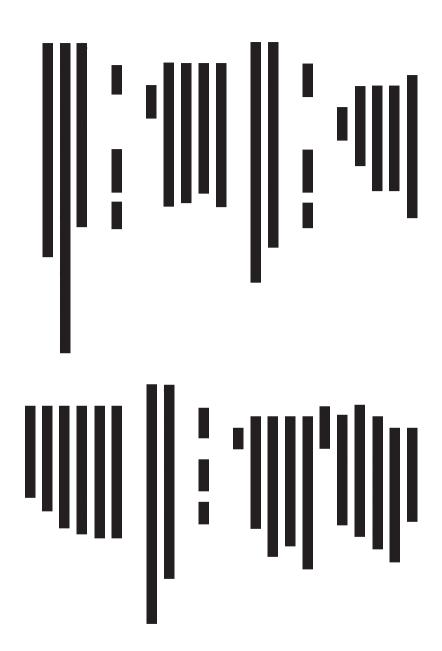
五、本文に、適宜読点を付す。

·、 ≒ こり引売、全流では、「□ | · · · o 。 六、原装が折紙の場合、上段の終わりに「 」」を付す

、本文の判読不能箇所は、「□」とする。







附記 立命館大学図書館蔵「近衞信尹書状」の全文翻刻による公

本稿は、科学研究費基盤研究(C)二〇一四年採択研究課題表は、同図書館長より許可を得た。

知子・研究課題番号 26370218)の成果の一部である。「『无上法院殿御日記』に関する総合的研究」(研究代表者 川崎佐

(かわさき・さちこ 本学准教授)